

社会資本整備重点計画素案（第2章 別紙概要）について

暮らし～生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現

重点目標		事業の概要
	指標	
（１） 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等 すべての人々が暮らしやすい社会の形成を目指す。特に高齢者や障害者等にとって、生活空間の移動がしやすく、暮らしやすいバリアフリー社会の形成、子育てしやすい社会の実現を図る。	1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路及び信号機並びに不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合 【旅客施設の段差解消 33%(H13)→7割強(H19)、 視覚障害者誘導用ブロック 64%(H13)→8割強(H19)】 【道路 約2割(H14)→約5割(H19)】 【信号機 約4割(H14)→約8割(H19)】 【建築物 約3割(H14)→約4割(H19)、住宅 H19に約1割】	- 公共交通機関、歩行空間、公共性の高い建築物、住宅等の横断的なバリアフリー化の推進 - 災害弱者関連施設に配慮した土砂災害対策の重点的な実施 - 歩いて行ける身近な公園等の計画的な整備
（２） 水・緑豊かな都市生活空間等の形成等 良質な水資源の確保によりきれいな水を安定的に供給するとともに、水と緑豊かで美しい都市生活空間等を形成する。	河川における汚濁負荷削減率 【H19までに13%を削減】 都市域における水と緑の公的空間確保量 【 $\circ \text{m}^2/\text{人}$ (H14)→ $\circ \text{m}^2/\text{人}$ (H19)】(調整中)	- 水道水源にもなっている河川、ダム等での水質浄化対策及び下水道整備の連携実施 - 河川流量の確保のためのダム建設等 - 公園緑地の整備、公共空間等の緑化、民有地の緑化の支援 - 河川、港湾、海岸及び下水道における親水空間の確保
（３） 良好な居住環境の形成 美しくゆとりある環境の中で、質の高い居住生活の実現を図る。	市街地等の幹線道路の無電柱化率 【8%(H14)→13%(H19)】 汚水処理人口普及率 【74%(H13)→ $\circ$ (H19)】(調整中)	- 電線類の地中化等による快適な生活空間の整備 - 下水道、集落排水施設、浄化槽等の汚水処理施設の連携整備 (注) 住宅市場の環境整備等及び住宅市街地の整備等の推進

指標の現況値及び目標値については、データ更新等により修正することがあります。

安全～防災の高度化の推進と交通安全対策・危機管理の強化

重点目標	指標	事業の概要
(1) 水害等の災害に強い国土づくり 都市型災害対策や災害弱者への対応等に重点を置いて、水害、土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊）、津波・高潮、雪害、火山噴火災害等の災害から国土の保全を図り、社会経済活動を支え、生命・財産・生活の安全性を確保する。	洪水による氾濫から守られる区域の割合 【約 58% (H14) → 約 62% (H19)】 床上浸水を緊急に解消すべき戸数 【約 9 万戸 (H14) → 約 6 万戸 (H19)】 土砂災害から保全される戸数 【約 120 万戸 (H14) → 約 140 万戸 (H19)】 【うち災害弱者関連施設数 約 3,100 施設 (H14) → 約 4,100 施設 (H19)】 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 【約 15 万 ha (H14) → 約 10 万 ha (H19)】	・水害等の災害を防止する施設の整備等の推進 - 以下の対策を重点実施 - 河川整備と下水道整備の連携等による都市雨水対策 - 災害弱者関連施設等の土砂災害等からの保全 - 三宅島等での火山噴火に伴う土砂災害対策 - 切迫性が高まる東海地震等に対応した津波・高潮対策 ・ハート整備に加え、以下の3つ施策を一体的・総合的に実施 - 災害に対する情報をリアルタイムで提供する施設や体制の整備 - 土砂災害警戒区域等の指定の推進 - ハザードマップの作成支援
(2) 大規模な地震、火災に強い国土づくり等 大規模な地震や火災から、生命・財産・生活の安全性と社会経済活動を確保する。また、災害発生時の避難施設、支援活動を確保する。	地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 【面積 約 13,000 千 ha (H14) → 約 10,000 千 ha (H19)】 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 【建築物 15% (H13) → 約 2 割 (H19)、住宅 H19 に約 65%】 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 【約 8,000ha のうち、0 (H14) → 約 3 割 (H19)】 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 【約 9% (H14) → 約 25% (H19)】 災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合 【69% (H14) → 80% (H19)】 港湾による緊急物資供給可能人口【約 1,900 万人 (H14) → 約 2,600 万人 (H19)】	・堤防等の防災施設、建築物・住宅の耐震化 ・緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強、耐震性を有する国際海上コンテナミル整備 ・急傾斜地崩壊対策の推進 ・大規模な火災を防ぐため、密集市街地対策の重点実施 ・避難地・避難路の整備 ・防災拠点となる公園や耐震強化岸壁を備えた港湾、緊急輸送道路ネットワーク等の整備
(3) 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化 陸・海・空の交通に関する安全を確保し、事故やテロの未然防止と被害軽減を図る。	道路交通における死傷事故率 【118 件 / 億台キロ (H14) → 約 1 割削減 (108 件 / 億台キロ) (H19)】 ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数 【H15～H19 の発生数を 0 とする】 国内航空における事故発生件数【18.4 件 / 年 (H10～H14 の平均値) → 約 1 割削減 (16.6 件) (H15～H19 の平均値)】	・安全な道路交通環境の実現を目指した交通安全施設等の整備等道路交通に係る安全対策の実施 ・道路と鉄道が連携した踏切道の改良等 ・港湾と航路標識の連携した整備等海上交通に係る安全対策の実施 ・管制支援システムの整備等航空交通に係る安全対策の実施 ・空港等におけるテロ等に備えた保安対策の実施

環境～地球環境から身近な生活環境までの保全・創造

重点目標		事業の概要
	指標	
(1) 地球温暖化の防止 地球温暖化対策推進大綱に基づき(注)地球温暖化の防止を図る。	(注)地球温暖化対策推進大綱に基づき：地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定）で定められたCO ₂ 排出量の削減目標（H22における自然体ケースとの比較） 【運輸部門におけるCO₂排出削減：約4600万t-CO₂】 【都市緑化等による吸収：約28万t-CO₂】 【住宅・建築物におけるCO₂排出削減：約3560万t-CO₂】 【下水道に係るN₂O排出削減：約200万t-CO₂】	・運輸部門から排出される二酸化炭素の削減のため以下の対策を実施 公共交通機関の利用促進 鉄道貨物輸送や海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進 道路渋滞対策等の推進 クリーンエネルギーの導入 ・都市緑化等による二酸化炭素吸収源対策の推進 ・民生部門の住宅・建築物からの二酸化炭素排出削減 ・下水道事業による一酸化二窒素の排出抑制対策の実施
(2) 都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善 都市部における交通に由来する大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善を図る。また、ヒートアイランド現象の緩和を図る。	NO ₂ ・SPMの環境目標達成率 【NO₂：環境基準達成率51%（現況値）→76%（H19）】 【SPM：H19までに、環境基準を超える測定局のうち62%で大気中のSPM濃度の自動車寄与分を現状から半減】 夜間騒音要請限度達成率【66%（H14）→73%（H19）】	・自動車等から排出される窒素酸化物や粒子状浮遊物質の削減のため以下の対策を実施 公共交通機関の利用促進 鉄道貨物輸送や海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進 低公害車の開発・普及や道路渋滞対策の推進 ・騒音の低減のための沿道環境対策や空港環境対策等の推進 ・ヒートアイランド対策の実施
(3) 循環型社会の形成 循環型社会形成推進基本計画に基づき(注)廃棄物の排出抑制、循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）の推進及び建設発生土の有効利用の推進とともに、循環的な利用のできない廃棄物等の適正処理・処分など環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成を図る。	(注)循環型社会形成推進基本計画に基づき：循環型社会形成推進基本計画（平成15年3月14日閣議決定）で定められた循環利用率、最終処分量の目標 【循環利用率：約10%（H12）→約14%（H22）】 【最終処分量：約56百万トン（H12）→約28百万トン（H22）】	・建設廃棄物の減量化や再生資材の利用の推進と建設発生土の有効利用及び下水汚泥のリサイクル率を現在の6割から概ね7割の水準まで引き上げ ・岸壁利用の再編成等による静脈物流拠点及びそれらを結ぶネットワークの形成 ・廃棄物埋立護岸等の整備
(4) 良好な自然環境の保全・再生・創出 生態系に配慮した豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出を図る。	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合 【H19までに約2割再生】 失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合 【H19までに約3割再生】	・人工的な構造物に覆われた水辺のうち回復可能な約1,700kmの中で約300kmを自然な水辺として再生 ・乾燥や埋立により失われた湿地や干潟のうち回復可能な約7,000haについて約900haを再生 ・良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地を概ね2,400ha確保 ・魚道の整備等
(5) 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善を図る。	環境基準達成のための高度処理人口普及率 【12%（H14）→17%（H19）】（調整中） 湾内青潮等発生期間の短縮 【H14比約5%減（H19）】	・公共用水域の水環境を改善するため以下の整備を実施 高度処理施設の整備、合流式下水道の緊急改善等に重点を置いた下水道整備 下水道事業等と河川浄化事業の連携により水質浄化を行う河川環境整備 ゴミ・油回収等による海洋環境整備等 ・河川流量の確保

活力～国際競争力の強化、都市再生、地域連携や観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成

重点目標		事業の概要
	指標	
(1) 国際的な水準の交通サービスの確保及び国際競争力と魅力の向上 国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人・物・情報の移動の促進等を図り、我が国の国際競争力と魅力の創造を図る。	国際航空サービス提供レベル 【3,177 億座席和(H13)→4,800 億座席和(H19)、207 億ト和(H13)→300 億ト和(H19)】 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率 【H14 比 5%減(H19)】 ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮 【H14 に比べ東京湾において約 15%短縮 (H19)】 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 【59%(H14)→68%(H19)】 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現	・国際的な玄関口となる国際拠点空港や国際港湾の整備 ・国際海上交通のサービス向上に資する港湾と航路標識の連携した整備 ・空港や港湾と都市とのアクセス道路、鉄道等の整備 ・三大都市圏環状道路の整備 ・都市再生緊急整備地域等について、緊急的な市街地の整備の推進
(2) 国内幹線交通のモビリティの向上 人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化を図る。	国内航空サービス提供レベル 【1,268 億座席和 (H13)→1,500 億座席和(H19)】 フェリー等国内貨物輸送コスト低減率 【H14 比 4 %減(H19)】	・広域ブロック間の交流の促進や効率化を図る幹線交通体系の整備 大都市圏拠点空港の整備と既存空港の質的向上 複合一貫輸送等の拠点となる内貿ターミナル等の整備 高規格幹線道路・地域高規格道路の整備 ・幹線交通体系の機能強化に資するアクセス交通、航路標識の整備 ・E T C の普及促進策等の実施により、計画期間内に E T C 利用者を有料道路利用者の半数程度まで引き上げ、料金所渋滞を概ね解消する。
(3) 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における交通渋滞・混雑を緩和し、円滑な交通を確保するほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等を形成する。	道路渋滞による損失時間 【38.1 億人時間(H14)→約 1 割削減(H19)】 信号制御の高度化により短縮される通過時間 【H19 までに対策実施箇所において約 3.2 億人時間 / 年 (約 1 割)】 路上工事時間の縮減率【275 時間 / キロ・年(H14)→2 割削減(H19)】	・道路の渋滞を解消するために以下の整備を実施 バイパス、環状道路、都市計画道路等の整備 ボトルネック踏切約 1,000 箇所を平成 22 年度までに半減することを目指した立体交差化等の推進 ハード・ソフト一体となった駐車対策 信号制御の高度化等 路上工事の縮減 ・公共交通の利便性向上に資する都市鉄道等の整備、交通結節点の改善等
(4) 地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化 地域間交流、観光交流等の国内外の交流を促進し、地域や経済の活性化を図る。	国際航空サービス提供レベル 【3,177 億座席和(H13)→4,800 億座席和(H19)】(再掲) 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率 【59%(H14)→68%(H19)】(再掲) 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現(再掲) 国内航空サービス提供レベル 【1,268 億座席和(H13)→1,500 億座席和(H19)】(再掲) 隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合 【73%(H14)→79%(H19)】	・地域間交流や観光交流を促進する道路、鉄道、港湾、空港の交通基盤の整備 ・現在約 500 万人の訪日外国人旅行者の増加を目指した国際観光交流の促進のための基盤の整備 ・観光振興・交流拠点の整備